

意見公募要領

1 意見公募対象

「競争ルールの検証に関する報告書 2024（案）」（以下「報告書（案）」といいます。）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

競争ルールの検証に関するWG（以下「本WG」といいます。）は、令和2年4月から、「電気通信市場検証会議」（座長：大橋弘 東京大学副学長・東京大学公共政策大学院 教授）の下に開催されるWGとして、通信料金と端末代金の分離、行き過ぎた囲い込みの禁止等を内容とする電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」といいます。）の効果・影響や、料金等の提供条件、事業者間の競争環境等の評価・検証を実施しているものです。

本WGでは、改正法の施行後、令和2年から継続して評価・検証を行っており、同年10月に「競争ルールの検証に関する報告書2020」を、令和3年9月に「競争ルールの検証に関する報告書2021」を、令和4年9月に「競争ルールの検証に関する報告書2022」を、令和5年9月に「競争ルールの検証に関する報告書2023」を公表しました。

こうした中、令和5年11月2日（木）に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に携帯電話の料金やサービスの競争促進が盛り込まれ、さらに、総務省においても、モバイル市場競争促進プランを令和5年11月に公表するなど、引き続き、モバイル市場の競争促進は重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、本WGにおいて、モバイル市場の現況を分析・評価するとともに、モバイル市場競争促進プランを踏まえた対策の検討を行いました。

今般、これらの点についての本WGにおける検証と検討の結果を報告書（案）として取りまとめましたので、広く意見を募集します。

3 資料入手方法

総務省ホームページ（<https://www.soumu.go.jp/>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供するとともに配布します。

4 意見提出期間

令和6年6月22日（土）から同年7月22日（月）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

5 意見の提出方法

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）・（3）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）

ス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://www.e-gov.go.jp/>)の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： mobile-kyousou19_atmark_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には、「_atmark_」を「@」に置き換えた上で、お送りいただきますようお願いします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください)。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である報告書(案)の該当箇所を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて閲覧に供するとともに配布します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場

合等の連絡・確認のために利用します。

- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である報告書（案）以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

7 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当：古田課長補佐、小川係長、岡島官

電 話：03-5253-5845（直通）

電子メールアドレス：mobile-kyousou19_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には、「_atmark_」を「@」に置き換えた上で、お送りいただきますようお願いいたします。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名(法人又は団体名等)(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「競争ルールの検証に関する報告書2024(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。あわせて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見